

第4回嬉野市議会定例会議案

平成27年12月4日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
13	平成27年12月4日	議決事件に該当しない契約の報告について	1

議案番号	提出年月日	議案名	頁
82	平成27年12月4日	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について	5
83	〃	嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例について	8
84	〃	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	12
85	〃	嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について	29
86	〃	嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	32
87	〃	指定管理者の指定について（嬉野市茶業研修施設）	34
88	〃	指定管理者の指定について（嬉野市宮嬉野温泉公衆浴場）	35
89	〃	区域を越える武雄市市道の路線を認定することの承諾について	36
90	〃	佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について	37
91	〃	平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）	別冊
92	〃	平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
93	〃	平成27年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
94	〃	平成27年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	〃
95	〃	平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
96	〃	平成27年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）	〃
97	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）	〃
98	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
99	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
100	〃	平成27年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）	〃

報告第 13 号

議決事件に該当しない契約について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

平成27年12月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成27年 第4回 定例会								
1	総務課	平成27年度 有蓋防火水槽(熊野区)新設設置工事	熊野区	6,285,600	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字 真崎1750番地 (株)成富建設	H27年 8月 21日	H27年 8月 21日 ～ H27年 10月 30日
2	農林課	平成27年度 谷所農村公園法面 修繕工事	塩田町大字谷 所地内	1,447,200	指名競争 入札	小森建設 小森隆昭	H27年 9月 10日	H27年 9月 10日 ～ H27年 11月 27日
3	農林課	平成27年度 (26歳) 農業基盤整備 促進事業 冬野地区水路整備 補修工事	塩田町大字久 間地内	5,346,000	指名競争 入札	大川内建設(株) 代表取締役 大川内政幸	H27年 10月 29日	H27年 10月 29日 ～ H28年 2月 18日
4	建設・新幹線課	平成27年度 嬉野温泉駅周辺土 地区画整理事業 下水道管移設 工事	嬉野市 嬉野町 大字下宿	30,240,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字 岩屋川内甲218番地2 黒木・セイワ経常建設共同 企業体 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	H27年 9月 25日	H27年 9月 25日 ～ H27年 12月 25日
5	建設・新幹線課	平成27年度 新幹線対策事業 市 道土器線側溝設置工事	嬉野市 嬉野町 大字下野	3,780,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字 下野丙1746番地 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H27年 10月 26日	H27年 10月 26日 ～ H27年 12月 10日
6	建設・新幹線課	27補第3号 市道三区画6号線道 路補修工事	嬉野市 嬉野町 大字下宿	1,566,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字 不動山丙1305番地 (有)サン工業 代表取締役 山口 武光	H27年 10月 6日	H27年 10月 6日 ～ H27年 12月 11日
7	建設・新幹線課	27改第1号 市道西川内野仁田線 道路改良工事	嬉野市 嬉野町 大字吉田	4,428,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字 声田丁3649番地18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 廉一	H27年 8月 20日	H27年 8月 20日 ～ H27年 10月 30日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成27年 第4回 定例会	建設・新幹線課	27改第3号 市道皿屋赤仁田線道 路改良工事	嬭野市 嬭野町 大字吉田 大字	4,266,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字 吉田丁3649番地18 (有) 杉原建設 代表取締役 杉原 康一	H 27 年 10 月 26 日 ~ H 27 年 12 月 28 日	H 27 年 10 月 26 日 ~ H 27 年 12 月 28 日
9	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合 交付金事業 広瀬橋橋梁補修工 事	嬭野市 嬭野町 大字下野 大字	24,948,000	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字 五町田甲269番地 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	H 27 年 10 月 9 日	H 27 年 10 月 9 日
10	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合 交付金事業 市道万才堤ノ上線 道路防災工事	嬭野市 塩田町 大字久間 大字	55,581,120	指名競争 入札	佐賀市富士町大字 上熊川118番地1 (株) 富士建設 代表取締役 山口 博秀	H 27 年 9 月 8 日	H 27 年 9 月 8 日
11	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合 交付金事業 市道今寺寺合線道 路防災工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿 大字	36,144,360	指名競争 入札	唐津市北波多徳須恵 1417番地1 日本建設技術(株) 代表取締役 原 裕	H 27 年 10 月 30 日	H 27 年 10 月 30 日
12	建設・新幹線課	平成27年度 急傾斜地崩壊防止 事業 内野山地区工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿 大字	7,344,000	指名競争 入札	唐津市北波多徳須恵 1417番地1 日本建設技術(株) 代表取締役 原 裕	H 27 年 9 月 25 日	H 27 年 9 月 25 日
13	建設・新幹線課	平成27年度 急傾斜地崩壊防止 事業 中通1地区工事	嬭野市 塩田町 大字久間 大字	2,862,000	指名競争 入札	佐賀市高木瀬町大字 長瀬926番地5 (株) 共和テック 佐賀支店 支店長 川崎 泰廣	H 27 年 9 月 25 日	H 27 年 9 月 25 日
14	建設・新幹線課	平成27年度 急傾斜地崩壊防止 事業 熊野地区工事	嬭野市 塩田町 大字五町田 大字	2,311,200	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字 久間甲562番地1 (有) セイワ工業 代表取締役 大川内 正義	H 27 年 9 月 17 日	H 27 年 9 月 17 日
15	建設・新幹線課	平成27年度 急傾斜地崩壊防止 事業 湯野田1地区工事	嬭野市 嬭野町 大字下宿 大字	1,317,600	指名競争 入札	佐賀市高木瀬町大字 長瀬926番地5 (株) 共和テック 佐賀支店 支店長 川崎 泰廣	H 27 年 10 月 14 日	H 27 年 10 月 14 日
16	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合 交付金事業 市営立石住宅改修 工事	嬭野市 嬭野町 大字 岩屋川内	7,668,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字 下野甲4065番地1 (株) 小川組 代表取締役 小川 辰弘	H 27 年 9 月 4 日	H 27 年 9 月 4 日
17	環境水道課	平成27年度 嬭野市営浄化槽事 業H27-045号浄化槽設置工事	嬭野市嬭野町 大字吉田地内	1,555,200	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字 下宿内29番地2 石丸鉄工設備有限会社 代表取締役 石丸 英文	H 27 年 9 月 16 日	H 27 年 9 月 16 日
18	環境水道課	平成27年度 嬭野市営浄化槽事 業H27-053号浄化槽設置工事	嬭野市嬭野町 大字吉田地内	2,386,800	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字 下野甲1096 ハヤシダ工業 林田 寛	H 27 年 10 月 28 日	H 27 年 10 月 28 日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成27年 第4回 定例会								
19	環境水道課	平成27年度 嬭野市宮浄化槽事業H27-057号浄化槽設置工事	嬭野市嬭野町大字下野地内	3,682,800	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字 不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田利光	H27年10月28日 ～ H27年12月18日	H27年10月28日 ～ H27年12月18日
20	環境水道課	平成27年度 嬭野市公共下水道事業姫橋マンホールポンプ設置工事	嬭野市嬭野町大字下野地内	7,446,600	指名競争 入札	福岡市博多区豊1丁目 9番43号 新明和工業株式会社 九州支店 支店長 藤原敬夫	H27年9月18日 ～	H27年9月24日 ～
21	環境水道課	平成27年度 嬭野市公共下水道事業兼井手川内地区枝線管渠布設(2工区)工事	嬭野市嬭野町大字下野地内	23,598,000	指名競争 入札	嬭野市嬭野町大字 下宿乙989番地1 中野建設株式会社 代表取締役 中野淳一	H27年9月18日 ～	H27年9月18日 ～
22	環境水道課 (上水道)	平成27年度 市道冬野北下久間線配水管布設(一工区)工事	塩田町大字久間地内	2,613,600	指名競争 入札	塩田町大字真崎1750番地 棚成富建設 代表取締役 成富 純一	H27年9月30日 ～	H27年9月30日 ～
23	環境水道課 (上水道)	平成27年度 市道冬野北下久間線配水管布設(二工区)工事	塩田町大字久間地内	2,484,000	指名競争 入札	塩田町大字馬場下甲1836番地 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	H27年9月30日 ～	H27年9月30日 ～
24	環境水道課 (上水道)	平成27年度 市道冬野北下久間線配水管布設(三工区)工事	塩田町大字久間地内	4,087,800	指名競争 入札	塩田町大字馬場下甲1836番地 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	H27年9月30日 ～	H27年9月30日 ～
25	環境水道課 (上水道)	平成27年度 県道嬭野下宿塩田線配水管布設管(一工区)工事	塩田町大字五町田地内	3,877,200	指名競争 入札	塩田町大字真崎1750番地 棚成富建設 代表取締役 成富 純一	H27年9月30日 ～	H27年9月30日 ～
26	環境水道課 (上水道)	平成27年度 県道嬭野下宿塩田線配水管布設管(二工区)工事	塩田町大字五町田地内	4,136,400	指名競争 入札	塩田町大字真崎1750番地 棚成富建設 代表取締役 成富 純一	H27年9月30日 ～	H27年9月30日 ～
27	環境水道課 (上水道)	平成27年度 県道嬭野下宿塩田線配水管布設管(三工区)工事	塩田町大字五町田地内	3,488,400	指名競争 入札	塩田町大字五町田乙4番地2 西野住宅設備 代表 西野 和博	H27年9月30日 ～	H27年9月30日 ～
28	環境水道課 (上水道)	平成27年度 県道嬭野下宿塩田線配水管布設管(四工区)工事	塩田町大字五町田地内	3,855,600	指名競争 入札	塩田町大字五町田乙4番地2 西野住宅設備 代表 西野 和博	H27年9月30日 ～	H27年9月30日 ～
29	環境水道課 (上水道)	平成27年度 市道病院通り線配水管布設管(一工区)工事	嬭野町大字岩屋川地内	2,430,000	指名競争 入札	嬭野町大字下宿乙546番地 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	H27年9月30日 ～	H27年9月30日 ～

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成27年 第4回 定例会								
30	環境水道課 (上水道)	平成27年度 市道病院通り線配水管布設 (二工区)工事	嬭野町大字岩 屋川内地区	2,484,000	指名競争 入札	嬭野町大字下宿乙1307番地 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	H27年 9月 30日 ～ H27年 11月 30日	H27年 9月 30日 ～ H27年 11月 30日
31	環境水道課 (上水道)	平成27年度 市道病院通り線配水管布設 (三工区)工事	嬭野町大字下 宿地区	3,213,000	指名競争 入札	嬭野町大字下宿丁414番地1 中島設備 代表 中島 正次	H27年 9月 30日 ～ H27年 11月 30日	H27年 9月 30日 ～ H27年 11月 30日
32	環境水道課 (上水道)	平成27年度 市道病院通り線配水管布設 (四工区)工事	嬭野町大字下 宿地区	3,186,000	指名競争 入札	嬭野町大字下宿丙29番地2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸 英文	H27年 9月 24日 ～ H27年 11月 30日	H27年 9月 24日 ～ H27年 11月 30日
33	環境水道課 (上水道)	平成27年度 岩ノ下待水場前塩注入ポンプ更 新工事	嬭野町大字吉 田地区	2,592,000	随意契約	福岡市博多区千代4-1-33 新川電機㈱九州支社 支社長 測上 秀夫	H27年 10月 13日 ～ H27年 12月 25日	H27年 10月 13日 ～ H27年 12月 25日
34	教育総務課	平成27年度学校施設環境改善交 付金事業久間小学校屋内運動場 非構部材耐震改修建築主体工事	久間小学校	14,148,000	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字 久間乙1837番地 (株)徳永工務店 代表取締役 徳永誠一郎	H27年 9月 3日 ～ H27年 11月 30日	H27年 9月 3日 ～ H27年 11月 30日
35	教育総務課	平成27年度学校施設環境改善交 付金事業久間小学校屋内運動場 非構部材耐震改修電気設備工事	久間小学校	5,940,000	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字 谷所乙3263番地 大久保電気(株) 嬭野営業所所長 大川内博志	H27年 9月 8日 ～ H27年 11月 30日	H27年 9月 8日 ～ H27年 11月 30日
36	教育総務課	平成27年度学校施設環境改善交 付金事業塩田小学校屋内運動場 非構部材耐震改修建築主体工事	塩田小学校	14,018,400	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字 久間甲477番地1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内政幸	H27年 10月 27日 ～ H28年 1月 29日	H27年 10月 27日 ～ H28年 1月 29日
37	教育総務課	平成27年度学校施設環境改善交 付金事業塩田小学校屋内運動場 非構部材耐震改修電気設備工事	塩田小学校	6,696,000	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字 馬場下甲480番地2 (株)松尾電気 代表取締役 松尾一義	H27年 10月 26日 ～ H28年 1月 29日	H27年 10月 26日 ～ H28年 1月 29日
38	教育総務課	平成27年度伝統的建造物群保存 対策事業山下水路石積保存修理 事業	塩田町大字馬 場下地区	3,240,000	指名競争 入札	嬭野市塩田町大字 馬場下甲529番地1 (株)西村組 代表取締役 西村 博	H27年 10月 27日 ～ H28年 1月 29日	H27年 10月 27日 ～ H28年 1月 29日

・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所

・契約の金額：消費税を含む契約総額

・契約の方法：一般競争入札、指名競争入札、随時契約の別

議案第82号

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年12月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用について条例を制定する必要がある。

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）

から施行する。

議案第83号

嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例について

嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年12月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、職員を公益的法人等へ派遣する制度等を整備するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）第2条に規定する職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（市長が定める職員を除く。）
- (3) 嬉野市職員の定年等に関する条例（平成18年嬉野市条例第29号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (4) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 派遣職員の職員派遣が前条第1項の取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する嬉野市職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）第30条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。第7条において同じ。）を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員に関する嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特

例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号)第15条の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務とみなす。

(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(報告)

第9条 任命権者(市長である任命権者を除く。)は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 84 号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。
第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、徴収金を分割して納付し、又は納入させる方法（以下「分割納付又は分割納入」という。）とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の分割納付又は分割納入においては、各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事

情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第4号に掲げる書類
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
(職権による換価の猶予の手続等)
- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。
- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割納付又は分割納入について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)
- 第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割納付又は分割納入とする。
- 3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割納付又は分割納入について準用する。
- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第33条第2項中「算定する。」の次に、「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に、「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中、「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在

地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

9 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) この条例による改正後の嬉野市税条例（以下、「新条例」という。）第33条第2項、第36条の2第8項、第36条の3の3第4項、第51条第2

項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条第1項、第2項及び第4項、第4条第1項、第5条、第7条及び第8条の規定 平成28年1月1日

(2) 附則第10条の2の改正規定及び第4条第2項から第4項までの規定公布の日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 新条例第8条、第9条及び第12条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下、「平成27改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。))第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第1項本文に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。))第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第1項本文に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第1項本文に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条第2項の規定は、平成28年以後の年度分の個人の市民税

について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 3 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第1項本文に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前行われる旧条例（この条例による改正前の嬉野市税条例（以下「旧条例」という。））第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避

難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1項本文に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項まで

の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数

とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総務府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	嬉野市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2	平成27年改正法附則第20条第4項の規定

	の2様式	
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各号	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課

税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第9項の規定
	同項から前項まで	第5項、第6項及び第9項
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同

日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第11項の規定
	同項から前項まで	第5項、第6項及び第11項
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項

第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日

第7項の表以外の部分	第4項の規定 同項から前項まで	第13項の規定 第5項、第6項及び第13項
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第8条 新条例第149条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

議案第85号

嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）及び嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年嬉野市条例第46号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附則第18項中「法附則第44条の2第3項」を「法附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

(嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年嬉野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。） 平成28年1月1日
- (2) 附則第5項及び第8項から第18項までの改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項の規定 平成29年1月1日

附則第3項を次のように改める。

- 3 新条例附則第5項及び第8項から第14項までの規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の嬉野市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）附則第18項の規定は、平成26年1月1日から適用する。ただし、第1条中嬉野市国民健康保険税条例第26条第2項第1号の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新条例附則第18項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例

による。

議案第 86 号

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

嬉野市分担金徴収条例（平成 18 年嬉野市条例第 164 号）の一部を別紙のよう
に改正する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法第 228 条第 1 項の規定により、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例

嬉野市分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表農林の部農業基盤整備促進事業の項の次に次のように加える。

基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
---------------	-------------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第87号

指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市茶業研修施設 |
| 2 指定管理者の名称 | 佐賀県農業協同組合
代表理事組合長 金原壽秀 |
| 3 指定管理の期間 | 平成28年4月1日から
平成33年3月31日まで |

理由 嬉野市茶業研修施設の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 4 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

- | | |
|-------------------|---|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市営嬉野温泉公衆浴場 |
| 2 指定管理者の名称 | 一般社団法人 嬉野温泉観光協会
会長 池田榮一 |
| 3 指定管理の期間 | 平成 28 年 4 月 1 日から
平成 33 年 3 月 31 日まで |

理由 嬉野市営嬉野温泉公衆浴場の指定管理者の指定期間が平成 28 年 3 月 31 日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第 89 号

区域を越える武雄市市道の路線を認定することの承諾について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 3 項の規定により、武雄市長から本市行政区域内の下記の区域を武雄市市道として認定することについての協議があったので、これを承諾する。

記

番号	路線名	起 点 終 点	嬉野市行政区域内地番および面積
1	小田志線	嬉野市塩田町大字大草野字長谷丙 144 番地先 武雄市西川登町大字小田志字前田 17371 番 1 地先	塩田町大字大草野丙 124 番 2 地先の里道 638.0 m ²
2	箕谷小田志線	嬉野市塩田町大字大草野字長谷丙 181 番 3 地先 武雄市西川登町大字小田志字開田 17891 番 1 地先	塩田町大字大草野丙 181 番 5 外 484.7 m ²
3	東西川登線	武雄市東川登町大字永野字大又 3785 番地先 嬉野市塩田町大字大草野字臼の塔内 220 番 35 地先	塩田町大字大草野丙 220 番 41 外 967.5 m ²
4	檜崎南線	武雄市橘町大字大日字玉島 6926 番 1 地先 武雄市橘町大字大日字檜崎 7267 番 2 地先	塩田町大字久間甲 5004 番 4 外 342.6 m ²

平成 27 年 1 月 24 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法第 8 条第 4 項の規定の規定により、議会の議決が必要である。

議案第90号

佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設の供用を開始することに伴い佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務を変更し、関係市町の負担金の負担割合を変更するため、佐賀県西部広域環境組合規約を次のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月4日

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務を変更するとともに、同組合規約を変更する必要がある。

佐賀県西部広域環境組合規約の一部を変更する規約

佐賀県西部広域環境組合規約（平成19年佐賀県指令19市町村第010003号）の一部を次のように変更する。

第3条中「ごみ処理の広域化計画及び施設整備」を「ごみ処理施設の設置及び管理運営」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

事務の区分	経費の区分	負担割合
管理運営事業	組合の運営及びごみ処理施設の管理運営に要する経費	当該年度におけるごみの搬入量の割合
施設整備事業	ごみ処理施設の整備に要する経費	均等割 100分の10 人口割 100分の90

附 則

- 1 この規約は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 変更後の別表の規定にかかわらず、平成27年度の関係市町の負担金に係る負担割合については、関係市町が協議の上、別に定めるものとする。